

◎新潟県告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市姿甲1716の1、甲1717、甲1718、甲1734の2、甲2448、甲2449、甲2458の53、甲2814の1、甲2814の3、甲2814の4、甲2818の2、甲2819から甲2822まで、甲2833、甲2841の1、甲2841の2、甲2842、甲2866の1、甲2867の1、甲2868、甲2870、甲2872の1、甲2872の3、甲3145の1、甲3145の2、甲3155、甲3172の1、甲3173の1から甲3173の3まで、甲3174、甲3175、甲3177、字小四郎山甲1927、字山田甲1928、甲1929、甲1948、甲1967、字一ノ沢甲2482、甲2484、甲2485、甲2492の1から甲2492の3まで、甲2503から甲2506まで、甲2507の1、甲2514、甲2514の子、甲2530、甲2531、甲2534の1から甲2534の26まで、甲2536、甲2538の1、甲2538の2、甲2540の1、甲2540の2、甲2542、字大峯甲2549の1、甲2550の1、甲2553の1から甲2553の7まで、甲2554の2、甲2566、甲2566の1、甲2566の2、甲2566の5から甲2566の7まで、甲2566の午、甲2610から甲2612まで、甲2633の1、甲2633の3、甲2638から甲2643まで、甲2647、甲2647の1、甲2647の丑、甲2648、甲2650から甲2652まで、甲2657、甲2659の1、甲2659の2、甲2659の子、甲2660から甲2664まで、甲2665の1、甲2665の2、甲2665の子、甲2666の1から甲2666の3まで、甲2666の寅、甲2669、甲2671、甲2671の1から甲2671の3まで、甲2671の子、字頭無甲2678、甲2679の1、甲2687の1、甲2688の1、甲2688の2、甲2689、甲2690の2、甲2732、甲2732の子、甲2734、甲2735

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）